令和2年度 埼玉県民間事業者 CO₂排出削減設備導入補助金 ≪募集要領≫

【中小規模事業所用】

令和2年4月 埼玉県環境部温暖化対策課

この募集要領の対象は「中小規模事業所(大規模事業所以外の事業所)」です。

※大規模事業所は大規模事業所用募集要領を参照ください。

補助金を交付申請・受給される皆様へ

埼玉県民間事業者 CO₂排出削減設備導入補助金(以下、「本補助金」といいます。)は、埼玉県 (以下、「県」といいます。)の公的資金を財源としていることから、県として適正な執行を行う とともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

したがって、本補助金の交付申請をされる方、交付決定により本補助金を受給される方は以下の 点を十分認識された上で本補助金の申請・受給を行っていただきますようお願いします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないこと をご確認いただきますようお願いいたします。
- 4 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手(発注等を含む)した場合は補助金の 交付対象とはなりません。
- 5 本補助金で取得、又は効用の増加した財産等を当該財産等の処分制限期間(法定耐用年数等) 内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。なお、県は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 6 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合等には、本補助金の 受給者及び関係者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該関係者の名称を公表するとともに、本補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金額のうち取り消し対象となった額に1 0.95%の加算金を加えた額を返還していただきます。

《前年度からの主な変更点》		
審査にあたっての優先事項の追加	・エコアップ認証を受けた事業者からの申請	
(10ページ)	・昨年度までに受診済の省エネ診断において、	
	提案された省エネ事業を実施する場合	
様式第2号について(10ページ)	・照明のCO₂排出量算定様式に標準時間を導入。	
	・空調のCO₂排出量算定様式を作成。	
その他の様式について	・申請時チェックリストの追加	
	・その他の様式の軽微変更	
│ \º/		

※申請は、郵送に限ります

(郵送) 令和2年4月27日(月)~6月5日(金)まで[必着・厳守]

<目次>

	5業の概要	
(1)	目的	1
(2)	補助対象者	1
(3)	補助対象事業所	2
(4)	補助対象事業	2
(5)	補助対象事業における留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(6)	110.707.070.1—24	3
(7)	補助率及び上限額	3
(8)		3
(9)	Indian and Alice	4
(10)	申請者及び交付先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(11)	事業スケジュール	6
2. #	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1)		7
(2)	申請方法	<i>,</i> 7
(3)		7
(4)	申請にあたっての留意事項	8
(5)	申請必要書類	8
(6)	審査・選定	10
(7)	審査・選定にあたっての留意事項 ····································	11
(8)	交付決定 ·······	11
O 43	· · ·	
	前助対象事業の実施 事業の思想	10
(1)	a via se livaria	12
	事業内容等に係る変更	12
	THE PART OF THE PA	12
	補助対象事業の中止・廃止 実績報告	13
(5)	夫楨和古	13
-	经 績報告以後	
		14
	交付決定の取り消し	
	導入効果報告書の提出	
	補助金の経理	14
(5)	補助事業により取得した財産の管理	15
	The state of the s	16
	CO契約の概要 ····································	
	CO事業における対象範囲等 ····································	
✓ 本補	前助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用のご案内	18

1. 事業の概要

(1)目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における 一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮し た事業活動を促進しています。

そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が県内に所在する事業所において実施するCO₂排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金交付要綱」(以下「要綱」といいます。)に基づき実施する事業です。

(2)補助対象者

補助金の交付対象となる事業者(以下、「補助対象者」といいます。)は、次の①または②のいずれかに該当することを要します。なお、民間事業者に該当する場合であっても事業活動内容等から県が不適当と認める者は対象外とします。

- ①民間事業者(埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあっては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限る。)で次の要件に該当する者。
 - ア 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること
 - イ 法人県民税、法人事業税(個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税)、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと
 - ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- ②契約により、①と共同して本事業を実施するリース事業者又はESCO事業者で、次の要件に該当する者。
 - ア 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約又はパフォーマンス 契約が締結されていること
 - イ 上記アの契約におけるリース料又はESCOサービス料について、補助金額に相当する金額が減額されていること(当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直しをすること)
 - ウ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと

(3)補助対象事業所

補助対象者が所有又は使用する、<u>埼玉県目標設定型排出量取引制度における大規模事業所以外の事業所</u>であって、県内に所在する事業所とします。ただし、官公庁及び県が不適当と認める事業所は対象外とします。

なお、補助対象者が賃借等で使用している等、所有していない事業所については、申請 時点において所有者の承諾を要します。

(4)補助対象事業

補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」といいます。)は、補助対象事業所において、現在のCO2排出量を削減するために必要な設備整備事業とします。

(補助対象事業の例)

省エネ設備導入事業の例

- ・再生可能エネルギーの利用設備(全量売電目的は対象外)
 - 太陽光発電設備など
- ・既存設備の燃料転換による更新

ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換 など

・高効率省エネルギー設備への更新

照明のLED化や空調設備、ボイラー本体設備、コンプレッサー設備の高効率化、インバータ制御等の導入など

(5)補助対象事業における留意点

- ・設備は、償却資産台帳に登録され、法定耐用年数期間(処分制限期間)中管理、使用 し続けることを要します。これらの処分制限期間満了前に設備を廃棄、除却、処分等 した場合のほか、償却資産台帳に計上しない場合(修繕で対応する等)は本補助金の 返還対象となります。
- ・省エネ(省CO₂)に資するものでないと県が判断した場合、補助対象とはなりません。

(6)補助対象経費

補助対象経費は補助対象事業の実施にあたり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとします。なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工含む)がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。

項目	省工ネ設備導入事業 ESCO事業	
	設備代、必要不可欠な付属設備	
	改修後のエネルギー使用量に関する	
機器費	計測機器、エネルギー管理設備	
	(電気機器の台数制御や出力制御等	
	を自動的に行う機能を有するもの)	
一十	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、	
工事費	立会検査費、機器搬入費 など	

※ただし、次の経費は補助対象外とします。

- · 撤去費、移設費、処分費
- ・既存設備等の劣化等に伴う現状復帰費、修繕費、補修費(照明の球替えなど)
- ・諸経費など内訳が不明瞭な経費
- ・照明設備において灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入
- ・工事費以外の経費(通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費等)
- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・土地の取得及び賃借に要する経費

(一時的であって、補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。)

- ・過剰なもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの
- ・本事業以外においても使用することを目的としたもの
- ・中古の設備の導入、居住用途に係る設備、車両の購入
- ・再生可能エネルギー利用設備で、余剰売電相当分の経費(※自家消費相当分のみが補助対象経費) 等

(7)補助率及び上限額

本補助金の交付申請額の上限は、①、②の申請区分毎に定めた額とします。複数の事業所において対策を実施する場合、事業所ごとに申請してください。ただし、1者が補助申請できる合計金額は500万円(ESCO事業の場合は1,000万円)までとなります。

- ①省エネ設備導入事業の場合:ア、イのいずれか低い額
 - ア 補助対象経費に3分の1を乗じた額(1万円未満切り捨て)
 - イ 500万円

- ②ESCO事業の場合:次のアからウのいずれか低い額(ア、イは1万円未満切り捨て)
 - ア 補助対象経費から国の補助金等の収入額を控除した額に4分の1を乗じた額
 - イ 補助対象経費に2分の1を乗じた額から国の補助金等の収入額を控除した額
 - ウ 1,000万円

【共通】

- 補助対象経費の額が30万円以上の事業を対象とします。
- 費用対効果 5 万円以下の事業を対象とします。 費用対効果=補助金申請額:(導入設備による年間 CO₂排出削減予測量×導入設備の法定耐用年数)

(8) 他の補助制度との併用

本補助金に申請にあたり、県および県以外が実施する他の一切の補助金又は助成金を 受給してはいけません。ただし、ESCO事業の場合は県以外(国等)が実施する補助制 度(以下、「国の補助金等」といいます。)との併用は可能です。

なお、埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金との同時申請は可(対象設備等は重複しないことから同時申請は可能)

(9)補助の条件

補助事業者は、次の条件をすべて満たす必要があります。

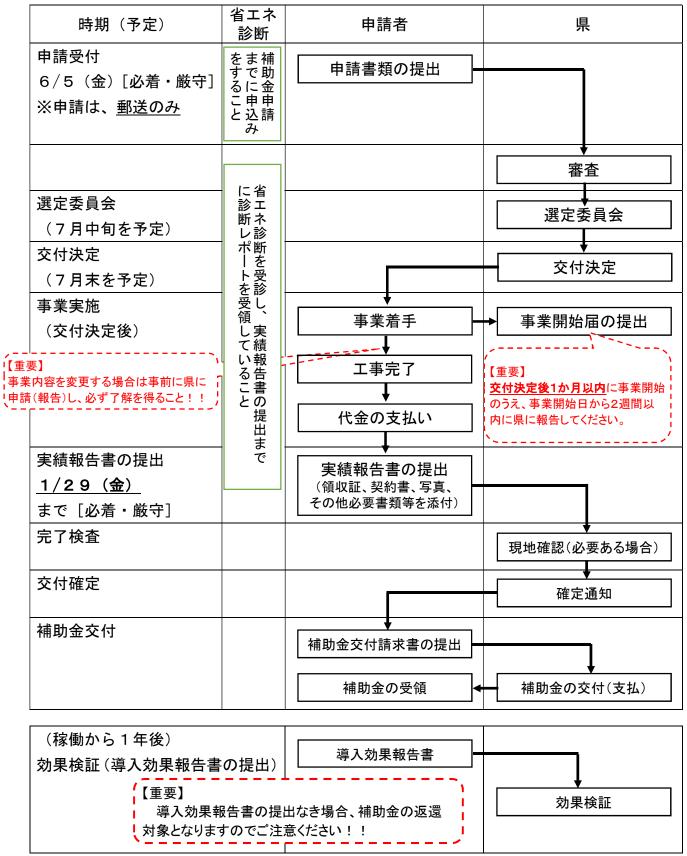
- ①年間エネルギー使用量(原油換算値)が100キロリットル以上の事業所は、3(5)の 実績報告までに、指定する機関による省エネルギー診断を受診していること(ESC O事業の場合は除く)。指定する診断機関は16ページを参照のこと。
- ②補助事業者は、補助事業に関する効果測定等について、県が必要と認める範囲内において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。
- ③補助事業者は、補助対象事業によるСО2削減量の削減効果の達成を約束すること。
- ④補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して 補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、 証拠書類を整備すること。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属す る会計年度の終了後5年間保存すること。
- ⑤補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手(発注等を含む)していないこと。
- ⑥補助事業により整備した設備は、申請した使用・管理する期間(法定耐用年数)どおり 償却資産台帳に登録すること。また、原則としてこの期間中(処分制限期間中)は、県 の承認を受けることなく財産処分しないこと。
- ⑦施工業者に事業費を支払う方法は原則として金融機関による振込(現金払い)とし、これ以外の方法による場合は事前に県の承諾を得てから支払うこと。

(10) 申請者及び交付先

本補助金の交付先は、申請書の区分により、次のとおりとなります。

区分	補助対象事業	申請者	補助金交付先
1	民間事業者が行う補助対象 設備等を導入	民間事業者	民間事業者
2	①で補助対象設備等をリー ス会社が調達する場合	民間事業者及びリース事業者 の連名	リース事業者
3	ESCO事業 (ギャランテ ィード・セイビングス契約)	民間事業者及びESCO事業者 の連名	民間事業者
4	ESCO事業 (シェアード・ セイビングス契約)	民間事業者及びESCO事業者 の連名	ESCO事業者
5	③で補助対象設備等をリー ス会社が調達する場合	民間事業者、ESCO事業者及 びリース事業者の三者連名	リース事業者
6	④で補助対象設備等をリー ス会社が調達する場合	民間事業者、ESCO事業者及 びリース事業者の三者連名	リース事業者

(11) 事業のスケジュール



※ 実績報告書の提出最終期限は**令和3年1月29日(金)**となっていますので、 事業スケジュール作成にはご留意ください。

2. 申請

(1)申請期間

申請は、郵送に限ります。

(郵送)令和2年4月27日(月)~6月5日(金)まで[必着・厳守]

- ※やむを得ず持参する場合は、事前予約制となります。ご予約なく来庁された場合は、 当日は受付できない場合があります。新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力を お願いします。
- ※記入の不備、書類の不足等のある場合、申請書を受理することができません。担当者が指定する期日までに再提出がない場合は、受理をせず書類を返送しますので、 ご注意ください。

(2)申請方法

①書類による提出

提出先は次のとおりです。提出の方法は、信書による郵送に限ります。

(書面提出先)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法(郵便、レターパック等)に限ります。 そのため、信書を送ることができない宅配便、メール便、ゆうパック、ゆうメール、 ゆうパケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

②電子メールによる提出

併せて、事業計画書(様式第2号)は電子データを必ず県に提出してください。なお、 提出にあたっては、メールの件名を「CO2排出削減設備導入補助金事業計画書(申請者 名)」とし、添付ファイルを「事業計画書(申請者名).xls」に変更してください。

(メール送信先)

a3030-04@pref.saitama.lg.jp

(3)申請の代行

本補助金の申請にあたり、行政書士等の有資格者以外の者(設備業者等)による代理申請はできません。

ただし、やむを得ず持参による申請をするにあたり、事前予約のうえ設備業者等が申請者と共同して来庁する場合は代理申請に該当しません。また、ESCO業務、リースによる場合など、連名による申請の場合は申請者のうち1名による持参で構いません。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速 やかにご対応ください。ご対応なき場合、補助対象とならない場合があります。
- ・申請書類等は、本件審査以外には使用しません。また、採択、不採択にかかわらず、ご 返却できません。
- ・申請書等の提出書類は、修正液、修正テープ等を使用したものは受理できません。書き 損じの場合は、訂正印を押印の上、書き直してください。

(5) 申請必要書類

申請に必要な書類は次のとおりです。**A4サイズに統一**(大きいものは折りたたむ、小さいものは台紙に貼る等)し、次の①~®の順序で揃えて、書類の番号を記入したインデックス付の中仕切りを挿入してください(該当しないものは番号を飛ばす)。また、**書**類一式はA4ファイルに綴じて提出してください。

順序	書類	説明
1	申請時チェックリスト	
(<u>2</u>)	省エネ診断の申込書	県の診断を受診する場合(事
(2)		前に申込済の場合は不要)
3	交付申請書(様式第1号)	代表者印(実印)を押印
4	重要事項確認書	代表者印(実印)を押印
5	事業計画書(様式第2号)	電子データも提出すること
*	①~⑤の書類は埼玉県ホームページからダウンロード	じてください
()	JRL http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/cd	o2hojo.html)
(6)	見積書の写し(原則、2者以上)	発行後3ヶ月以内かつ有効期間
		内であって見積者印のあるもの
7	施工予定設備のカタログやシミュレーション	CO ₂ 排出量算出の数値根拠が 確認できる資料。
8	現況設備(更新前)の写真	全景を撮影する場合はどこに 設備があるのか分かるように すること。
9	図面 (全体配置図など)	図面に導入前後の設備の位置、 型番を®の写真と照合して確認 できるように記載すること。
10	(法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (個人)市町村が発行する営業届出済証明書等	発行後 3ヶ月以内のもの
(1)	埼玉県税事務所が発行する次の税目について 滞納額がないことを証する納税証明書 (法人) 法人県民税・法人事業税 (個人) 個人県民税・個人事業税	本店所在地が県外であっても 埼玉県税事務所発行のもの (ESCO事業者、リース事業者 は本店所在地の都道府県税事務 所発行のもの)
12	税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納額がないことを証する納税証明書	納税証明書その3の3、または その3で消費税を選択(発行後 3ヶ月以内のもの)

順序	書類	説明
		(法人)確定申告書別表及び勘
		定科目内訳明細書も必要
13	確定申告書(決算書)の写し(直近1年度分)	(個人)青色申告者は青色申告
		決算書、白色申告者は収支内
		訳書も必要
※ ⑩から⑬は民間事業者、リース事業者、ESCO事業者それぞれ必要です		
14)	省エネルギー診断結果報告書の写し	昨年度までに受診済みの場合
(F)	-1 賃貸借契約書の写し	補助対象事業所の所有者以外が
15	-2 所有者からの承諾書1(賃借の場合、様式任意)	申請する場合
16	リース契約書 (案)、料金計算書 (案)	リースによる場合
17)	パフォーマンス契約書(案)、料金計算書(案)	ESCO事業の場合
18	国の補助金等に関する書類の写し	国の補助等を併用する場合

- ・非課税事業のみを行う場合等で県税事務所や税務署から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面(例:定款、寄付行為)を提出してください。
- ・見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるようにしてください。 (見積書の項目について、対象経費は〇、対象外経費は×を記載する 等)
- ・必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

¹ ⑤-2 は賃貸借契約書に所有者の許可なく工事できる旨の記載がない場合以外は必須

(6) 審査・選定

審査は、申請書類について書面審査を行います。書面審査を行った後、外部有識者による選定委員会の審査(7月中旬予定)を経て、予算の範囲内で採択可否を決定します。

選定に当たっては、次式で算出される費用対効果(CO_2 を1単位削減するのに要する補助金額)を基礎として、次の事項を優先のうえ決定します。

なお、**審査の経過や採択結果等に関する照会には一切お答えできません**ので、予めご 承知おきください。

費用対効果の算出方法:A÷(B×C)

A:補助金申請額

B:様式第2号※の計算方法で算出される年間CO₂削減量

C:設備等の使用・管理する年数(法定耐用年数)

(審査にあたって優先する事項)

・埼玉県エコアップ認証2-1を受けた事業者からの申請

- ・昨年度までに受診済の省エネ診断において、提案された省エネ事業を実施する場合
- ・同一事業所において「埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金」を同時申請し、 かつ本補助金における補助対象事業が空調設備であり、県が相乗効果あると認める事 業である場合
- ・申請者がみなし大企業2-2及びこれに準ずる者でない場合
- その他県が審査において必要と認める事項

〈様式第2号 (照明設備の年間CO2削減量算出について)〉

	稼働時間・日数	CO₂排出量算出上の稼働年数
原則	標準時間	法定耐用年数(15年)
	(8 時間/日、260 日/年)	
例外	任意の時間を記入	いずれか短い期間の方
(就業規則等で標準時		①法定耐用年数(15年)
間を大幅に超過するこ		②導入後設備の光源寿命:稼働時間
との証明がある場合)		(小数点以下繰り上げ)

- ・任意時間の様式を使う場合は、就業規則などの稼働時間が標準時間を超過することを 確認できる書類を提出してください。
- ・任意時間の様式で算出する場合についても、**償却資産登録年数は法定耐用年数** の 15 年とする。
- ・要領8ページの⑦のカタログについては、必ず「**型番、消費電力、光源寿命」**が確認 できるものを添付してください。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有

²⁻¹埼玉県エコアップ認証制度は、環境マネジメントに取り組み、かつ、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度です。

²⁻² みなし大企業:次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

(7) 審査・選定にあたっての留意事項

・申請書類のうち、事業計画書(様式第2号)の作成にあたっては、補助対象設備にかかる法定耐用年数が必要です(費用対効果の算出にあたり必要)。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」によります。不明な場合は、税理士等に確認してください。(県では回答をしておりません)

URL: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

- ・補助金の交付にあたっては、補助対象事業にかかる設備等が申請した法定耐用年数ど おり償却資産台帳に登録することが必要です。(照明の任意時間の様式の場合も含む。)
- ・そのため、申請時に予定していた法定耐用年数どおり償却資産台帳に登録できなかっ た場合は、補助金の返還対象となる場合があります。

(8) 交付決定345

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者(以下「交付決定者」といいます。)に、交付決定通知書を送付します。

交付決定時期は、7月末を予定しています。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

5 採択された場合でも申請金額を減額する場合があります。

³ 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

⁴ 補助金の交付(支払)は、工事完了以後となります。

3. 補助対象事業の実施

(1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手するとともに、県に報告してください。着手とは、補助事業を達成するための工事を開始することであり、**契約の締結**、または**発注**することをいいます。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

なお、交付決定後1か月以内に補助事業に着手し、必ず着手した日から2週間以内に 県に報告を行ってください。

<県への提出物>

- · 事業開始届 (様式第6号)
- ・契約書または発注書(写し)

※補助事業の着手が交付決定から1か月を過ぎる場合は、事前に県に御相談ください。 ※交付決定通知日以前に工事に着手した場合は、補助事業の対象外となります。

(2) 事業内容等に係る変更

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更(事業内容、事業費⁶、事業者名、代表者名、住所等)が発生する見込みとなった場合には、**独自に判断せず速やかに県に報告のうえ、県の指示⁷に従ってください**。また、県から提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分にかかる事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。 <県への提出物>

- ・変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)※承認が必要な場合
- ・事業変更届 (様式第9号) ※報告のみ必要な場合
- ・変更(中止・廃止)事業計画書(様式第8号)
- ・その他、知事が必要と認める書類

(3)補助対象事業の状況報告

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。 この場合、「補助事業遂行状況報告書(様式第11号)」及び「実施状況報告書(様式第1 2号)」を提出していただきます。

<県への提出物>

- •補助事業遂行状況報告書(様式第11号)
- · 実施状況報告書(様式第12号)

⁶変更後の補助対象経費が30万円未満となる場合、補助金は交付しません。

⁷ 補助事業の変更を承認するにあたり、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件 を付す場合があります。

(4)補助対象事業の中止・廃止

交付決定者は、事情により補助対象事業の中止・廃止をしようとする場合は、次の書類 を提出し、承認を得てください。

<県への提出物>

- ・変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)
- ・変更(中止・廃止)事業計画書(様式第8号)

(5) 実績報告

交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い(原則、**金融機関による振込**)が完了 したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

<提出期限>

令和3年1月29日(金)[必着・厳守]

(工事完了かつ支払完了後、速やかに(概ね30日以内))

<県への提出物>

- ・実績報告書(様式第13号)
- ·事業実績書⁸ (様式第14号)
- ※以下の添付してください。
- ①決算証拠書類9 (施工業者への支払いが確認できるもの)、納品書
- ②工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し
- ③補助事業の実施を示す写真(施工中・施工後のもの)
- ④省エネルギー診断結果報告書の写し(交付申請時に提出しなかった場合)
- ⑤リース契約書及び料金計算書(リースの場合)
- ⑥パフォーマンス契約に関する契約書及び料金計算書(ESCO事業の場合)
- ⑦補助対象設備に関する償却資産台帳の写し¹⁰ (実績報告提出時点で資産登録 が完了している場合、資産計上できる場合)
- ⑧国の補助金等に関する書類の写し¹¹ (国の補助金等を併用する場合で実績報告提出時点において国の補助金等が確定している場合)

⁸ 実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

⁹ 決算証拠書類とは、領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類をいいます。 なお、手形や小切手による支払いの場合は、事前に県へ報告してください。この場合、 振出日ではなく施工業者が領収(資金化)した日が完了日となります。また、ネットバ ンキングによる振込みの場合、振込み手続きを行った時点の確認資料(当該画面を印刷 したもの等)では認められませんので、振込が完了したことがわかる資料をご提出くだ さい。

¹⁰ 資産登録が完了していない場合、資産登録が完了次第の提出で構いません。

¹¹ 国の補助金等の書類の写しは、実績報告書提出時点で国の補助金等の金額が確定していない場合は、国の補助金等の額が確定次第、速やかに提出してください。

4. 実績報告以後

(1)補助金額の確定、補助金の交付¹²¹³

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

<県への提出物>

- ・補助金交付請求書(様式第16号)
- ・ 振込先口座がわかる資料 (通帳の写し等)

(2) 交付決定の取り消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定及び交付の条件に違反する行為があったとき

(3) 導入効果報告書の提出14

補助金受領者は、導入設備等の施工完了後1年後を目途に県が導入効果報告書(様式第5号)を提出していただきます。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。なお、提出のない場合は、補助金の返還対象となります。

<県への提出物>

· 導入効果報告書(様式第5号)

(4)補助金の経理

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計 年度の終了後5年間保存しなければなりません。

¹² 補助金の交付は、精算払いとし、口座振替により支払います。補助金交付請求書には振 込先の口座内容の分かるもの(通帳等の写し)を添付してください。

¹³ 国の補助金等を併用する場合、原則として国の補助金等の額の確定後に本補助金額の確 定を行います。

¹⁴ 導入効果報告書の提出は工事完了後1年後となりますので、必ず提出してください。

(5)補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。 <県への提出物>

・財産処分承認申請書(様式第17号)

省エネルギー診断の受診について

本補助金の交付に当たり、年間エネルギー使用量(原油換算値)が 100 キロリットル以上の事業所については省エネルギー診断を受診することが必要です。ただし、ESCO事業の場合は受診の必要はありません。

県が診断機関として次の2つを指定しており、いずれも診断費用は無料です。年間のエネルギー使用量(原油換算値)に応じ、いずれかの機関に**直接お申し込み**ください。

[県が指定する診断機関]

ア エネルギー使用量(原油換算値)が年間 15~1,500 キロリットル未満

·診断機関:埼玉県

・連絡先:048-830-3021

U R L: http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/shouenenavi.html

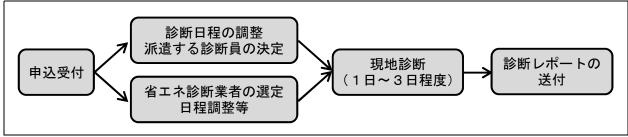
イ エネルギー使用量(原油換算値)が年間100キロリットル以上

・診断機関:一般財団法人省エネルギーセンター「無料省エネ診断」

・連絡先:03-5439-9732

U R L : http://www.eccj.or.jp/

[一般的な診断のながれ]



- ※1 申込受付後に事前ヒアリングや準備いただく資料を依頼します。
- ※2 お申込みから診断レポートの送付まで概ね2~3カ月程度要しますが、新型 コロナウイルス感染拡大の状況により、さらに期間がかかる場合があります。
- ※3 申込先が埼玉県の場合、エネルギー使用量の大きさや申請内容などにより現地診断日数が数日となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

[本補助金との関連]

(1) これから受診する場合

本補助金の交付申請までに省工ネ診断の申込をしてください。交付申請までに申込ができない場合は、交付決定後速やかに申込を完了してください。

(2)過去にいずれかの診断機関で受診済の場合

本補助金の交付申請の日から起算して過去3年以内に受診済の場合、改めて診断することは要しません。この場合、交付申請時に診断レポートの写しを提出してください。なお、受診済とは、診断実施機関から診断レポートを受領していることを指します。

ESCO契約の概要

項目	ギャランティード・セイビングス契約	シェアード・セイビングス契約
グローニー	(自己資金型)	(初期投資ゼロ型)
	民間事業者が改修工事費の資金調	ESCO事業者が改修工事費の資金
	達を行い、ESCO事業者は計画・設	調達を行い、ESCO事業者は計画・
概要	置した設備の省エネ効果を保証しま	設置した設備の省エネ効果を事業者
	す。民間事業者は省エネ効果を原資	に保証します。民間事業者は省エネ
	として資金回収を行い、サービス料を	効果を原資としてサービス料を支払う
	ESCO事業者に支払う契約です。	契約です。
省エネルギー改		
修工事の資金	民間事業者	ESCO事業者
調達•所有者		
キャッシュ・フロー	↑ 文 払 額 契約期間 経過→	↑ 支払 (償却費込み) 払額 契約期間 経過→

※一般社団法人ESCO推進協議会「新版 ESCOのススメ」から転載(一部加工)

ESCO事業における対象範囲等

- 本補助金では、削減された光熱水費をもって設備改修費用等の全額を賄えない場合であっても、事業者とESCO事業者との間で締結するパフォーマンス契約の範囲内であれば(当事者間の合意があれば)補助対象事業とします。
- 設備改修等に関して、パフォーマンス契約における保証対象(エネルギー使用量や光 熱水費等)は問いませんが、当該設備改修によってCO₂排出量の削減効果があるもの とします。

なお、パフォーマンス契約においてCO₂排出量の削減効果を必ずしも規定する必要はありません。ただし、パフォーマンス契約におけるESCOサービス料については、本補助金額に相当する金額が減額されることを条件とします

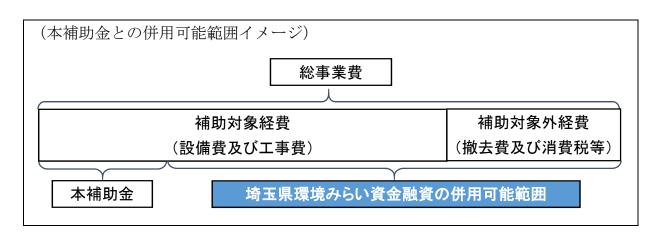
本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用のご案内 (環境みらい資金 URL: http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin)

- 県では、CO₂等の温室効果ガスの排出量削減対策に取り組むために必要な設備等費用について、金融機関から低金利かつ長期固定により借り入れができる埼玉県環境みらい資金融資(制度融資)を設けています。
- 本補助金の補助対象事業について、埼玉県環境みらい資金融資との併用が可能です。 詳しくは県までお問い合わせください。

【融資条件】

融資限度額	1億5,000万円
融資利率	年 0.30%以内(信用保証付きの場合は年 0.01%以内)、固定金利
返済期間	10年以内(融資額が3,000万円以内の場合は7年以内)
返済方法	1年以内据置可、元金均等月賦償還
取扱金融機関	県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
信用保証	取扱金融機関との協議により、必要に応じて埼玉県信用保証協会の
	信用保証を付します。
担保·保証人	取扱金融機関(含む、信用保証を付す場合は埼玉県信用保証協会)
	と協議して定めていただきます。

- (注) 信用保証付きの場合は、別途信用保証料が必要となります。
- (注) 県による認定審査のほか、取扱金融機関(含む、信用保証を付す場合は埼玉県信用保証協会)による審査があります。審査の結果によってはご希望に添えない場合もあります。



(お問い合わせ・申請書類のダウンロードはこちらまで)

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度·排出量取引担当

住 所: 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L: 048-830-3021 F A X: 048-830-4777

M a i I: a3030-04@pref.saitama.lg.jp

U R L: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2hojo.html